

令和2年度埼玉県地域保健医療計画推進協議会 資料2【一部改編】
(令和3年1月28日書面開催)

1 見直しの趣旨

都道府県の医療計画については、医療法第30条の6の規定により「在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされていることから、埼玉県地域保健医療計画の中間見直しを行う。

2 見直しの考え方

医療法の規定や現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて、次の視点から計画の見直しを行う。

(1) 医療法に基づく見直し

在宅医療の充実に向けた新たな指標の設定等

(2) 埼玉県地域保健医療計画に基づく見直し

地域医療構想の実現に必要な病床を確保するための基準病床数の見直し等

(3) 計画策定後の状況変化に伴う見直し

新興感染症の感染拡大、循環器病対策基本法の施行を踏まえた見直し等

(4) 他計画との整合を図るための見直し

埼玉県高齢者支援計画、埼玉県自殺対策計画等との整合を図るための見直し

(5) 目標達成状況を踏まえた見直し

目標値を達成した指標の見直し、目標に対する進捗が芳しくない指標について取組の方向性を見直し等

※見直しに当たり、医療計画の見直し等に関する検討会「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」を参考にする。（※令和2年度第1回地域保健医療・地域医療構想協議会の参考資料として配付したもの）